

現場説明事項・施工条件明示事項

工 事 名 令和6年度 市道波田110号線道路改良工事

工事場所 松本市 波田

工事の実施にあたっては、「長野県土木工事共通仕様書（建設部）（令和5年10月1日適用）」（以下、「共通仕様書」という。）、「長野県土木工事施工管理基準（建設部）（令和5年10月1日適用）」（以下、「施工管理基準」という。）、「土木工事現場必携（令和2年3月版 長野県）」、「工事請負契約設計変更ガイドライン（令和2年4月版 松本市）及びその他指定された図書の記載事項、かつ以下の事項について施工条件とする。

1 工事内容

(1) 工事概要

閲覧設計書のとおり

(2) 工事関連資料

本工事箇所に関連する測量・設計委託の成果資料は、契約後に貸与が可能である。

(3) コスト縮減

常に意識を持ってコスト縮減に取り組むこと。

2 工期関係

(1) 工期

工期：契約日から令和7年2月28日までとする。

(2) 竣工検査

計画的に工事を行い、工期内検査に努めること。

3 工事工程関係

(1) 現場の制約・条件

施工期間及び施工方法等について、以下の制約・条件があるため、事前に工程の調整を行うこと。

制約事項	位置等	制約条件・内容
—	—	—

(2) 地元・関係機関との協議

着工前に以下の協議を地元住民及び関係機関と行い、必要な届出の提出を行うこと。

関係機関等	協議事項	内容	時期
近隣住民、地元町会	工事通知	施工方法、施工時期など	着手前
同上	交通規制を行う場合	お知らせ文の配布及び予告看板の設置等	適時

4 施工計画

(1) 施工計画書

ア 共通仕様書に基づき、設計図書及び現場条件等を考慮し、速やかに提出すること。

イ 施工計画書の作成にあたっては、「土木工事現場必携」を参考とすること。

ウ 工事内容に重要な変更が生じた場合（変更指示時点または変更契約時点）は、「変更施工計画書」（当初施工計画書を朱書き修正）を当該工事着手前に提出すること。

(2) 施工体制に関する事項

ア 受注者は、適切な施工体制を確保し、下請負人を含む工事全体を把握して運営を行うこと。

特に社会保険への加入については、建設業の人材確保において重要な事項であることを踏まえ、自社はもとより、一次下請業者について加入状況の確認を行うこと。

イ 「請負代金内訳書」は、健康保険、厚生年金保険及び雇用保険に係る法定福利費を明示したものを提出すること。

ウ 受注者は、下請金額に関らず全ての工事について、建設業法に定める「施工体制台帳」とそれに係る書類及び「施工体系図」を作成し、工事期間中、工事現場に備え付けるとともに、写しを監督職員に提出すること。

エ 施工体制の適正な確保に関して作成する書類は、施工計画書に添付することとするが、別途提出も可とする。

(3) 施工体制に係る提出書類等

ア 「下請負人等一覧表」

イ 「施工体制台帳」、「施工体系図」（「再下請通知書」含む。下請契約の請負代金の総額にかかわらず作成）

ウ 下請負契約書、再下請け契約書の「写し」（下請契約の請負代金の総額にかかわらず作成）
注）施工体制台帳作成対象としての下請負人の判断

No	事 例	施工体制台帳記載の有無 〔下請負人に関する事項、再下請通知書、 下請契約書写、施工体系図を含む〕	主任（監理）技術者の配置 の有無
1	交通誘導警備員	台帳記載不要 契約書写しを添付	技術者の配置不要。ただし 指定路線は資格者必要
2	産業廃棄物処理業者 （収集運搬業・処分業）	台帳記載不要 契約書写しを添付	技術者の配置不要
3	ダンプ運搬（1人親方の ダンプ運転手）	①個人事業主として建設会社と契約した 場合、台帳記載 ②建設会社に車持ちで勤務し、建設会社 と雇用関係にある場合は台帳記載不要	技術者の配置不要
4	1日で完了する請負契約、 少額な作業・雑工・労務の み単価契約の請負契約	業者間の契約が建設工事である場合は請 負契約のため台帳記載	建設業の許可を必要とする 場合もしくは有する場合は 技術者の配置が必要
5	クレーン作業、コンクリートポンプ 打設等、日々の単価契約	日々の単価契約であっても請負契約に該 当するため、台帳記載を必要とする。	建設業の許可を必要とする 場合もしくは有する場合は

	で行っている場合		技術者の配置が必要
6	クレーン等の重機が、レータを機械と一緒にリース会社から借り上げる場合	台帳に記載する	建設業の許可を必要とする場合もしくは有する場合は技術者の配置が必要

(4) 関係機関への届出等

- ア 労働基準監督署への「建設工事計画届」、「機械等設置変更届」
- イ 公安委員会への「道路使用許可申請」

5 用地・補償・支障物関係

(1) 工事用借地

- ア 借地等は原形復旧を原則とし、所有者及び管理者等と立会いの上、借地期間内に返還すること。
- イ 借地等の復旧箇所は、着手前の状況を写真や測量成果で記録するとともに、境界杭や構造物の移転は引照点を設けるなど適切な管理を行い、地権者等の立会いで了解を得たうえで着工すること。

(2) 工事支障物件等（地下埋設物・地上物件等）

- ア 本工事区間の支障となる物件がある場合には、支障物件の位置について管理者立会いのもと、施工前に確認を行い施工すること。
- イ 起工測量及び施工時に、上記以外又は立会い結果と異なる支障物が確認された場合は、速やかに監督職員に報告し、状況によっては管理者立会いのもと試掘調査を実施し、処置方法等について協議すること。

6 周辺環境保全関係

(1) 周辺環境への配慮

- ア 建設機械は、排出ガス対策型建設機械の使用を原則とする。（別紙－１）
- イ 周辺の環境を十分に考慮し、振動・騒音、水田や畑への排水の流出、沈下や陥没等については、公害防止対策を事前に十分検討すると共に、問題が生じた場合は速やかに対処すること。また、問題が生ずるおそれがある場合には速やかに監督職員に報告し、対応について協議すること。

(2) 道路への配慮

現場からコンクリート殻、各種資材等を搬出する際には、運搬車両等の付着物を確実に除去してから道路を通行すること。また、道路が本工事による原因で破損及び汚れた場合は、受注者の責任において処理すること。

(3) 過積載の防止

- ア 県が定める過積載防止対策に沿って必ず対策を行うこと。
- イ 取引業者から購入する各種材料（生コン・アスファルト・骨材等）や下請業者についても過積載防止対策の範囲とする。
- ウ 過積載防止対策について、「施工計画書」の施工方法に具体的に記載すること。
- エ 工事現場において過積載車両等が確認された場合、速やかに改善を行うとともに発注者にその内容を報告すること。
- オ 実施した過積載防止対策については、点検記録・写真等を整理・保管し、監督職員等に求められた場合は提示すること。また、竣工検査時には必ず提示すること。

(4) 排水への対応

本工事施工に伴う排水については、関係法令を遵守し、自然環境等へ悪影響を及ぼす事のないよう適正に処理し、特に指示のある場合を除き近傍の河川、水路、側溝等に排水する。また、排水先の水路等は、常に適正な維持管理を行い、従前の機能を損なわないようにすること。

(5) 第三者災害への対応

- ア 住宅近接地域での騒音・振動等及び水田や畑への排水の流出等については、公害防止対策を事前に十分検討するとともに、問題が生じた場合は、速やかに対処すること。
- イ 市街地であることや観光客等、歩行者や自転車の通行が多い箇所のため、工事現場からの出入り、作業時は、周囲を十分確認するとともに、問題が生じた場合は、速やかに対処すること。
- ウ 掘削工事は、周囲の構造物及び地表への影響が出ないように掘削量等の施工管理を適切に行い、沈下や陥没等が生じた場合は、公衆災害防止処置を直ちに講じるとともに速やかに監督職員に報告し、その後の対応にあたること。

7 安全対策関係

(1) 安全教育・研修・訓練

- ア 工事現場では、共通仕様書に基づき、労働災害及び公衆災害防止に努めるとともに、全作業員を対象に定期的に安全教育・研修及び訓練を行うこと。
- イ 安全教育等は、工事期間中、月1回（半日）以上を実施し、この結果を工事日誌へ記録するほか、工事写真等に整理・保管し、監督職員等に求められた場合は、提示すること。また、竣工検査時に提出すること。

(2) 交通管理

ア 交通誘導警備員

- (7) 本工事における交通誘導警備員の数量は、閲覧設計書に記載のとおりである。
- (イ) 交通管理計画書を作成し、施工計画書に添付すること。
- (ウ) 近接工事等で交通量が著しく増減した場合や、道路管理者及び警察署等からの要請又は現場条件に変更が生じた場合及び、当初設計で予定している施工方法に対して違う施工方法となった場合を除き、原則として設計変更の対象としない。
- (エ) 受注者が交通誘導業務を他人に委託する場合は、受託者は警備業法第4条の規定により公安委員会から警備業の認定を受けたものであること。

イ 交通安全施設

- (7) 仮設ヤード周囲は、単管等でパネルフェンス等を固定し、公衆の安全対策を講じること。
- (イ) 車道部分に接し、車両等の飛び込みの恐れのある場合は、ガードレール、視線誘導板、回転灯等を設置するとともに、特に夜間の安全対策に配慮すること。

ウ 交通規制

規制箇所は袋小路にならないよう計画し、規制期間を極力短縮すること。また、行事等の時期を把握して地元の希望に沿う規制方法とすること。

(3) 架空線等上空施設一般

- ア 工事現場における架空線等上空施設について、施工に先立ち、現地調査を実施し、種類、位置（場所、高さ等）及び管理者を確認すること。

- イ 建設機械等のブームにより接触・切断の可能性があると考えられる場合は、必要に応じて保安措置を行うこと。実施内容については施工計画書に記載すること。
 - (ア) 架空線上空施設への防護カバーの設置。
 - (イ) 工事現場の出入り口等における踏み制限措置の設置。
 - (ウ) 架空線上空施設の位置を明示する看板等の設置。
 - (エ) 建設機械のブーム等の旋回・立入禁止区域等の設定。
- (4) 前項(ア)の設置を架空線等管理者に依頼し、費用が生じる場合は、あらかじめ監督員等に現場状況等の確認を請求すること。確認の結果、必要と認められる場合は、設計変更の対象とする。
- (5) 冬期間の安全確保(12月1日から翌年3月31日)
 - ア 上記期間に施工となる現場においては、施工区間及び通行規制区間の除融雪を行うこと。
 - イ 本工事箇所が松本市の除融雪路線である場合は、松本市建設部維持課及び当該除融雪業者と調整を図り、調整結果を監督職員に報告すること。

8 仮設工関係

(1) 任意仮設

発注者が想定している任意仮設については、閲覧設計書、参考図に示したとおり。

受注者は、明示された条件に基づき、自主的に工法を選定し、構造設計等必要な検討を行い施工するものとする。なお、明示した条件と現場が一致しない場合や明示されていない条件について予想することができない特別な状態が生じた場合において、必要と認められるときには、変更の対象とする。

(2) 仮設工設置・撤去

仮設工は撤去を原則とする。なお、現場条件により周囲の構造物等に影響を与えると認められることが判明した場合は、撤去方法について協議をすること。

受注者に起因する工期延長等に伴う仮設材の費用は、原則として設計変更しない。

また、本工事の足場については、原則として「労働安全衛生規則の一部を改正する省令(平成21年3月2日付け厚生労働省令第23号)」による、手すり先行工法を採用するものとする。

(参考)「手すり先行工法に関するガイドライン」

<http://www.jaish.gr.jp/horei/hor1-50/hor1-50-15-1-3.pdf>

(3) 工事用道路

ア 公道及び私道を工事用道路として使用する場合は、交通整理及び安全管理を十分に行い、事故や苦情の原因とならないようにすること。また、使用中に道路及び付属施設を破損した時は、受注者の責任において速やかに原形復旧すること。

イ 着工前の道路状況写真を必ず撮影しておくこと。

9 使用材料関係

(1) 材料の承認

工事で使用する材料は、「材料承認願」により承認を受けなければならない。

(2) 生コンクリート

ア 使用材料の品質管理のため、事前に配合計画書を提出し、承認を受けること。

イ 水セメント比について明記のない場合は、下記のとおりとする。

＜鉄筋コンクリート＞ W/C=55%以下

＜無筋コンクリート＞ W/C=60%以下

(3) アスファルトコンクリート

ア 基準密度等の品質管理のために、事前に配合報告書を提出し、承認を受けること。

イ 明記のない材料については、「再生加熱アスファルト混合物の利用基準」によるものとし、事前に使用材料の承認を受けなければならない。

ウ 再生加熱アスファルト混合物は、舗装再生便覧の規定に適合したりサイクル材配合率 50%以下とし、含有率(%、重量比)を記載した「再生加熱アスファルト混合物材料承認申請 提出表」を提出すること。

(4) クラッシャーラン

ア 明記のない材料については、「再生砕石等の利用基準」によるものとし、事前に使用材料の承認を受けなければならない。

イ 再路盤材に使用する再生砕石(RC-40)は、舗装再生便覧の規定に適合したもので、所要の品質を得るため必要に応じて加える補足材は、必要最小限度とし、含有率(%、重量比)を記載した「再生砕石等材料承認申請提出表」を事前に提出し、承認を受けること。

10 発生土・廃棄物・再生資源関係

共通仕様書に規定した再生資源の利用の促進と建設副産物の適正処理に基づき、建設副産物の適正な処理及び再生資源の活用を図ること。

(1) 建設副産物の処理に関する事項

ア 本工事は建設リサイクル法の対象工事であり、契約締結前に法第12条第1項の規定に基づき、発注者に対し説明書の提出をもって事前説明を行うこと。(請負代金額 500 万円以上)

イ 本工事において生じる建設発生土及び産業廃棄物の処分は、下記の条件を想定して処分費及び運搬費を計上している。

ウ 建設副産物処理費は、施設ごとの処理費と運搬費の合計が最も経済的な処理施設を選定している。また、受注者においても、建設リサイクル法第5条の趣旨に準じ建設副産物の再資源化等に要する費用を低減するよう努めること。

エ 建設資材廃棄物は、建設リサイクル法第9条に基づき、その種類ごとに分別すること。

(2) 建設発生土に関する事項

搬出	処分方法	搬出先の名称及び所在地	備考
有	指 定	共和興業株式会社 松本工場 松本市島内 6931-ロ 2-38	L=8.7 km
		本工事で生じる建設発生土は現場内処理とし、 使用できない発生土は上記指定地に搬出する。	

ア 処分先を変更したい場合は、監督職員と協議すること。また、契約期間中に発注者から処分先の変更を指定された場合には、協議に応じること。

イ 受注者の都合による処分先の変更については、原則として設計変更の対象とはしない。

ウ 土量の検収は、写真や伝票、領収書、運搬記録等により検収、処分量を確認できるよう適切に

管理すること。

(3) 特定建設資材に関する事項（建設リサイクル法）

種別		処理場名	備考
アスファルト・コンクリート塊		有限会社 上條丸田組	L = 10.9 km
セメント・ コンクリート塊	無筋	—	—
	鉄筋	—	—
	二次製品	有限会社 上條丸田組	L = 10.9 km
木くず(根株)		—	—

ア 受注者は発注者から「通知書」の「写し」を受け取ること。

イ 受注者は下請負がある場合、下請負業者に対し、「通知書」の「写し」を添付して「告知書」にて告知すること。

ウ 受注者は、再資源化等の完了時に、発注者に対し「再資源化等報告書」にて竣工時に報告すること。

エ 処理場名は、積算上の条件であり、処理場を指定するものではない。

オ 受注者の都合による処分先の変更については、原則として設計変更の対象とはしない。

カ 現場条件や数量の変更等、受注者の責によるものではない場合は、変更の対象とする。

キ 排出する対象物が設計寸法と異なる場合は、発注者と協議すること。その際、寸法等を確認できる資料を提出すること。

(4) 現場発生品の処理

種別	処理場名	備考
—	—	—

ア 処理場名は、積算上の条件であり、処理場を指定するものではない。

イ 受注者の都合による処分先の変更については、原則として設計変更の対象とはしない。

(5) 建設副産物の処理

ア 建設副産物を産業廃棄物として運搬・処分業者に委託する場合は、廃棄物処理法に基づく委託基準に従い、書面による委託契約を締結すること。

イ 廃棄物の運搬・処分を業とする「許可証」を確認し、その「写し」を委託契約書に添付すること。

ウ 下請業者が産業廃棄物の運搬・処分を行う場合でも、下請契約とは別に委託契約を締結すること。

エ 「マニフェスト（産業廃棄物管理票）」により適切に運搬・処分されているか確認を行うとともに、廃棄物種類ごとの集計表を竣工書類に添付すること。

オ 受注者は、施工計画書に以下の事項を記載する。

処理方法	1 再資源化	2 破碎処理	3 焼却処理	4 埋立処分	5 その他
処分先 (処理業者)	業者名 住所				
運搬委託先 (委託の場合)	業者名 住所				
その他	資源化の				

	方法など	
--	------	--

(6) 施工計画書提出時に必要な書類等

- ア 処理先の許可証の写し及び収集運搬業者の許可証の写し（収集運搬を委託する場合）
- イ 受注者と処理又は運搬業者との契約書の写し（施工体制台帳に添付する）
- ウ 処理業者の所在地及び計画運搬ルート
- エ 下請けがある場合は、告知書の写し

(7) 再生資源の利用促進

工事目的物に要求される機能を確保し、再生資源の利用に努めること。また再資源化施設活用を図ることにより、再生資源の利用を促進すること。

(8) 再生資源利用等実施書の提出

- ア 「再生資源利用〔促進〕計画書（実施書）」の作成が必要な工事は、各省令に定める一定規模以上の工事とし、下表のとおりとする。

再生資源利用計画書（実施書）	再生資源利用促進計画書（実施書）
次のいずれか1つでも満たす建設資材を搬入する工事	次のいずれか1つでも満たす指定副産物を搬出する工事
1 土砂・・・・・・・・・・500 m ³ 以上	1 土砂・・・・・・・・・・500 m ³ 以上
2 碎石・・・・・・・・・・500 t 以上	2 コンクリート塊
3 加熱アスファルト混合物・・・200 t 以上	アスファルト・コンクリート塊
	建設発生木材
	合計 200 t 以上
（省令）	（省令）
建設業に属する事業を行う者の再生資源の利用に関する判断の基準となるべき事項を定める省令	建設業に属する事業を行う者の指定副産物に係る再生資源の利用の促進に関する判断の基準となるべき事項を定める省令

- イ 上記に該当する工事は、「再生資源利用計画書」・「再生資源利用促進計画書」を提出すること（施工計画書提出時）。また、受注者は法令等に基づき、再生資源利用促進計画を工事現場の公衆が見やすい場所に掲げなければならない。

- ウ 上記に該当する工事は、再生資源化報告書に「再生資源利用実施書」・「再生資源利用促進実施書」を添付し提出すること。（竣工時）

- エ 提出様式は、原則としてCOBRIS（建設副産物情報交換システム、通称コブリス）を利用し作成すること。これによりがたい場合は監督職員との協議により、「建設リサイクル報告様式（EXCEL）国交省 HP よりダウンロード」によることも可とする。

(9) 処分量の確認

建設副産物の処分量を確認するため、発注者から請求書、伝票等の提示を求められた場合は応じなければならない。

1.1 品質・技術管理関係

(1) 建設資材の品質記録

発注者が指定した土木構造物の建設材料については、建設資材の品質記録を作成し、工事完了時に提出すること。

(2) コリnzへの登録

- ア 請負代金額 500 万円以上の工事について、工事实績情報サービス（CORINS・一般財団法人日本建設情報総合センター）を活用し、工事カルテを作成し、監督職員の確認を受けた後、直ちに登録を行い、発行された「登録内容確認書」を監督職員に提示すること。
- イ 受注時登録は契約後、土曜日、日曜日、祝日等を除き 10 日以内とする。
- ウ 完成時登録は工事完成后、土曜日、日曜日、祝日等を除き 10 日以内とする。
- エ 登録内容の変更は、変更があった日から土曜日、日曜日、祝日等を除き 10 日以内とする。
- オ 訂正時は適宜登録をする。
- カ 技術者の従事期間は、実工事期間をもって登録するものとする。（余裕期間を含まないことに留意すること。）
- キ 上記以外は共通仕様書を参照

(3) 建設資材の試験

コンクリート圧縮試験及び鉄筋引張試験等は、原則として公益財団法人長野県建設技術センター試験所にて行うこと。

また、コンクリートの供試体には、受注者の主任技術者又はコンクリート担当技術者がサインした供試体確認版を入れること。なお、供試体確認版は、「QC版」と「品質証明シール」から選択できるものとする。

(4) コンクリートの品質管理

ア コンクリート担当技術者の配置

- (ア) 使用総量が 50 m³以上のコンクリート工事においては、コンクリート担当技術者を配置し、施工計画書に明示すること。
- (イ) 同技術者は、主任技術者及び監理技術者との兼務を可とする。また、現場代理人が主任技術者の資格を有する場合は兼務を可とする。

イ 責任分界点からの品質管理

受注者は、責任分界点から先のすべての品質管理に責任を負うものであり、品質管理のための試験等を生コン会社に委託する場合は、その全てに立ち会うこと。

ウ コンクリート品質管理基準

コンクリートの品質管理は、施工管理基準によるものとする。

エ レディーミクストコンクリート納入書

- (ア) レディーミクストコンクリート納入書は、竣工書類として提出すること。
- (イ) レディーミクストコンクリート納入書には、荷卸し地点到着時間及び打設完了時間を記入すること。

オ コンクリートの養生

発熱等によるひび割れ防止のため、共通仕様書の規定に従い、散水養生等を適切に行うこと。

カ 管理図または度数表・ヒストグラム

出来形及び品質管理について、管理図又は度数表・ヒストグラムを作成し、竣工書類に添付すること。

1.2 注意事項

共通仕様書に定める工事しゅん工書類に関する簡素化できるものについては、「工事関係書類一覧表（令和6年4月版 長野県）」によることとする。

1.3 創意工夫・社会性に関する実施状況の提出について

受注者は、工事施工において、自ら立案実施した創意工夫や技術力に関する項目、又は地域社会への貢献として評価できる項目に関する事項について、工事完了時までに所定の様式（別紙－3）により提出することができる。

1.4 工事現場の環境改善について

(1) 目的

工事現場の現場環境改善は、地域との積極的なコミュニケーションを図りつつ、そこで働く関係者の意識を高めるとともに、関係者の作業環境を整えることにより、公共事業の円滑な執行に資することを目的とするものである。よって、受注者は施工に際し、この趣旨を理解し、発注者と協力しつつ地域との連携を図り、適正に工事を実施するものとする。

(2) 現場環境改善の実施内容について

ア 現場環境改善費が率計上されている場合は、「現場環境改善費実施計画表」（別紙－4）を施工計画書に添付し、監督職員の承認を得ること。

イ 決定する際は、「現場環境改善費実施計画表」の「実施する内容」の中から、原則として各計上項目（仮設備関係、営繕関係、安全関係及び地域連携）ごとに1内容ずつ（いずれか1費目のみ2内容）合計5つの内容を選択することとする。

ウ 現場環境改善費が上記アの他に積上計上されている場合は、監督職員の指示に従い実施のこと。

エ 監督職員は、施工期間中、実施状況の確認を行う。

(3) 工事完了時には、現場環境改善の実施写真を提出するものとする。

(4) 現場環境改善費で実施した5項目については、創意工夫・社会性に関する実施内容で評価の対象としない。

1.5 特記仕様書

特記仕様書は、共通仕様書を補足し、工事の施工に関する明細、又は工事に固有する技術的要求を定めるものである。その他、現場の条件に伴う独自固有の指摘条件がある場合は、特記仕様書（別紙－5）に記載するものとする。

1.6 その他

(1) 各種調査・試験への協力

共通仕様書に基づき、発注者が自ら又は発注者が指定する第3者が行う下記の調査・試験等に対して、受注者は協力すること。

ア 公共事業労務費調査

イ 諸経費動向調査

ウ 施工合理化調査（歩掛実態調査）

エ 施工形態動向調査

(2) 構造改善

建設現場における福祉の改善や労働時間の短縮、または建設産業への理解を深める事業の実施などの構造改善対策にも配慮すること。

(3) 暴力団等（暴力団、暴力団関係企業など、不当介入を行う全ての者をいう。）からの不当要求または工事妨害（以下「不当介入」という。）の排除

ア 暴力団等から不当介入を受けた場合は、その旨を直ちに発注者に報告し、所轄の警察署に届けること。

イ 暴力団等からの不当介入による被害を受けた場合は、その旨を直ちに発注者に報告し、被害届を速やかに所轄の警察署に届けること。

ウ 不当介入を排除するため、発注者及び所轄警察署と協力すること。

エ 不当介入により工期の延長が生じる場合は、約款の規定により発注者に工期延長等の要請を行うこと。

(4) 遵守事項 「指導事項」（別紙－２）を遵守すること。

排出ガス対策型建設機械の原則使用について

本工事において以下に示す建設機械を使用する場合は、「排出ガス対策型建設機械指定要領（平成３年１０月８日付建設省経機発第２４９号）」に基づき指定された排出ガス対策型建設機械を使用するものとする。排出ガス対策型建設機械を使用できない場合は、平成７年度建設技術評価制度募集課題「建設機械の排出ガス浄化装置の開発」、またはこれと同等の開発目標で実施された民間開発建設技術の技術審査・証明事業、あるいはこれと同等の開発目標で実施された建設技術審査証明事業により評価された排出ガス浄化装置を装着することで、排出ガス対策型建設機械と同等とみなす。ただし、これにより難しい場合は、監督職員と協議するものとする。

排出ガス対策型建設機械あるいは排出ガス浄化装置を装着した建設機械を使用する場合、現場代理人は施工現場において、使用する建設機械の写真撮影を行い、監督職員に提出するものとする。

排出ガス対策型建設機械を原則使用とする機種

機 種	備 考
一般工事用建設機械 ・バックホウ ・トラクタショベル（車輪式） ・ブルドーザ ・発動発電機（可搬式） ・空気圧縮機（可搬式） ・油圧ユニット （以下に示す基礎工事用機械のうち、ベースマシーンとは別に、独立したディーゼルエンジン駆動の油圧ユニットを搭載しているもの； 油圧ハンマ、バイプロハンマ、油圧式鋼管圧入・引拔機、油圧式杭圧入引拔機、アースオーガ、オールケーシング掘削機、リバースサーキュレーションドリル、アースドリル、地下連続壁施工機、全回転型オールケーシング掘削機） ・ロードローラ、タイヤローラ、振動ローラ ・ホイールクレーン	ディーゼルエンジン（エンジン出力７．５kw以上２６０kw以下）を搭載した建設機械に限る。

指導事項

1 建設産業における生産システムの合理化指針の遵守等について

工事の適正かつ円滑な施工を確保するため、「建設産業における生産システムの合理化指針」において明確にされている総合・専門工事業者の役割に応じた責任を的確に果たすとともに、適正な契約の締結、適正な施工体制の確立、建設労働者の雇用条件等の改善等に努めること。

2 建設工事の適正な施工の確保について

- (1) 建設業法（昭和 24 年 5 月 24 日法律第 100 号）及び公共工事の入札契約の促進に関する法律（平成 12 年 11 月 27 日法律第 127 号）に違反する一括下請負その他不適切な形態の下請契約を締結しないこと。
- (2) 建設業法第 26 条の規定により、受注者が工事現場ごとに設置しなければならない専任の主任技術者または専任の監理技術者については、適切な資格、技術力等を有する者（工事現場に常駐して、専らその職務に従事する者で、受注者と直接的かつ恒常的な雇用関係にあるものに限る。）を配置すること。
- (3) 受注者が工事現場ごとに設置しなければならない専任の監理技術者のうち当該建設工事に係る建設業が指定建設業である場合の監理技術者は、建設業法第 15 条第 2 号イに該当する者又は同号ハの規定により建設大臣が同号イに掲げる者と同等以上の能力を有するものと認定した者で、監理技術者証の交付を受けている者を配置すること。この場合において、監理技術者の写しを契約時に提出する。また発注者から請求があったときは、資格者証を提示すること。
- (4) 上記のほか、建設業法等に抵触する行為は行わないこと。

3 労働福祉の改善等について

建設労働者の確保を図ること並びに労働災害の防止、適正な賃金の確保、退職金制度及び各種保険制度への加入等労働福祉の改善に努めること。

4 建設業退職金共済制度について

- (1) 建設業者は、自ら雇用する建退共制度の対象労働者に係る共済証紙を購入し、当該労働者の共済手帳に共済証紙を貼付すること。
- (2) 建設業者が下請契約を締結する際は、下請業者に対して、建退共制度の趣旨を説明し下請業者が雇用する建退共制度の対象労働者に係る共済証紙をあわせて購入して現物により交付すること、又は建退共制度の掛金相当額を下請代金中に算入することにより、下請業者の建退共制度への加入並びに共済証紙の購入及び貼付を促進すべきこと。
- (3) 請負代金の額が 800 万円以上の建設工事の請負契約を締結したときは、建設業者は、建退共制度の発注者用掛金収納書（以下「収納書」という。）を工事締結後 1 ヶ月以内に発注者に提出すること。なお、工事契約締結当初は工場制作の段階であるため建退共制度の対象労働者を雇用しないこと等の理由により、期限内に当該工事に係る収納書を提出できない事情がある場合においては、あらかじめ

その理由及び共済証紙の購入予定時期を書面により申し出ること。

- (4) 建設業者は、上記ウの申し出を行った場合、請負代金額の増額変更があった場合等において、共済証紙を追加購入したときは、当該共済証紙に係る収納書を工事完成時まで提出すること。なお、ウの申し出を行った場合又は請負代金額の増額変更があった場合において、共済証紙を追加購入しなかったときは、その理由を書面により申し出ること。
- (5) 共済証紙の購入状況を把握するため必要があると認めるときは、共済証紙の受払い簿その他関係資料の提出を求めることがあること。
- (6) 建退共制度に加入せず、又は共済証紙の購入若しくは貼付が不十分な建設業者については、指名等において考慮することがあること。
- (7) 下請業者の規模が小さく、建退共制度に関する事務処理能力が十分でない場合には、元請業者に建退共制度への加入手続き、共済証紙の共済手帳への貼付等の事務の処理を委託する方法もあるので、元請業者においてできる限り下請業者の事務の受託に努めること。

5 ダンプトラック等による過積載、不正改造等の防止について

- (1) 積載重量制限を超過して工事用資材を積み込まず、また積み込ませないこと。
- (2) 過積載、不正改造等を行っている資材納入業者から、資材を購入しないこと。
- (3) 資材等の過積載を防止するため、建設発生土の処理及び骨材等の購入等に当たっては、下請事業者及び骨材等納入業者の利益を不当に害することのないようにすること。
- (4) さし柵装着車、物品積載装置、リヤバンパー等を不正改造したダンプカー及び不表示車等に土砂等を積み込まず、また積み込ませないこと。並びに工事現場に出入りすることのないようにすること。
- (5) 過積載車両、さし柵装着車、リヤバンパーの切断・取り外し改造車、不表示車等から土砂等の引き渡しを受ける等、過積載、不正改造等を助長することのないようにすること。
- (6) 取引関係のあるダンプカー事業者が過積載を行い、又はさし柵装着車、リヤバンパーの切断・取り外し改造車、不表示車等を土砂等運搬に使用している場合は、早急に不正状態を解消する措置を講ずること。
- (7) 「土砂等を運搬する大型自動車による交通事故の防止等に関する特別措置法」第12条に規定する団体等の設立状況を踏まえ、同団体等への加入者の使用を促進すること。
- (8) 下請契約の相手方又は資材納入業者を選定するにあたっては、交通安全に関する配慮に欠ける者又は業務に関しダンプトラック等によって悪質かつ重大な事故を発生させたものを排除すること。
- (9) 以上のことにつき、下請契約における受注者を指導すること。
- (10) 上記の対策について、施工計画書に具体的に記載すること。

創意工夫・社会性に関する実施状況

工事名	令和〇〇年度 〇〇	工事	請負者名	〇〇建設
項 目	評価内容	番号	実施内容（説明資料の実施内容を複写）	
☐ 創意工夫 項目数 _____項目	☐ 施工		(例) ・災害等での臨機の処置 ・施工状況（条件）の変化に対応した自発的提案 ・ＩＣＴ活用工事の取組み ・測量・位置出し ・施工に伴う機械、器具、工具、装置類の工夫 ・二次製品、代替製品の利用の工夫 ・施工方法の工夫 ・施工環境の改善 ・仮設計画の工夫 ・施工管理の工夫 ・写真管理の工夫 ・その他	
	☐ 品質		(例) ・使用材料、施工方法、品質確保の工夫 ・集計ソフトの活用 ・その他	
	☐ 安全衛生 (※)		(例) ・安全施設・仮設備の配慮・工夫 ・安全教育・講習会・パトロールの工夫 ・作業環境の改善 ・交通事故防止・被害軽減対策・交通確保の工夫 ・その他	
	☐ その他		(例) ・リサイクル推進 ・生産性向上の取組み ・その他	
☐ 社会性等 (地域社会や住民 に対する貢献) 項目数 _____項目	☐ 地域への貢献 (週休2日に対する取 組みを含む) (※)		(例) ・週休2日実現の取組みの工夫 ・地域の自然環境保全 ・作業現場の周辺地域との調和 ・地域住民とのコミュニケーション ・ボランティア活動への積極的な参加 ・その他	

実施状況の提出は、創意工夫、社会性等それぞれ7項目を上限とする。

創意工夫・社会性等に関する実施状況 説明資料

工事名				番号	
項 目		評価内容			
実施内容					
(説 明)					
(添付図)					

○作成にあたっての注意事項

本実施状況の提出は、創意工夫、社会性それぞれ7項目を上限とする。

【別添様式】について

1. 該当する項目に□に、レ点マーク記入。
2. 該当項目以外にも評価できる内容がある場合には、その他として項目を設けるものとする。
3. 具体的内容の説明として、写真・ポンチ絵等を説明資料に整理。
4. 提案内容1件毎に番号を付し、説明資料の右上に対応する番号を記入する。
「説明資料」については、簡潔に作成するものとし、必要に応じて別葉とする。

現場環境改善費 実施計画表

計上費目	チェック 欄	実施する内容	現場で実施する内容 (具体的に記入)
現場環境改善 (仮設備関係)		1 用水・電力等の供給設備	
		2 緑化・花壇	
		3 ライトアップ施設	
		4 見学路及び椅子の設置	
		5 昇降設備の充実	
		6 環境負荷の低減	
		その他	
現場環境改善 (営繕関係)		1 現場事務所の快適化 (女性用更衣室等の設置含む)	
		2 労働宿舍の快適化	
		3 デザインボックス (交通誘導警備員待機室)	
		4 現場休憩所の快適化	
		5 健康関連設備及び厚生施設の充実等	
		その他	
現場環境改善 (安全関係)		1 工事標識・照明等安全施設のイメージアップ (電光式標識等)	
		2 盗難防止対策(警報器等)	
		3 避暑(熱中症予防)・防寒対策	
		その他	
地域連携		1 完成予想図	
		2 工法説明図	
		3 工事工程表	
		4 デザイン工事看板 (各工事 PR 看板含む)	
		5 見学会等の開催 (イベント等の実施含む)	
		6 見学所(インフォメーションセンター)の 設置及び管理運営	
		7 パンフレット・工法説明ビデオ	
		8 地域対策費 (地域行事等の経費を含む)	
		9 社会貢献	
		その他	

特記仕様書

特記事項	明示内容及び制約条件等
施工管理全般	1 施工管理計画 施工方法及び出来形管理項目については、施工計画書に明記し、監督職員の承諾を得ること。出来形管理については使用予定の検査記録簿案を施工計画書に添付すること。 2 施工数量の確認 施工数量が確認できるよう、写真、検測、材料計測等により記録すること。 また、使用材料について、設計及び施工前後の数量を対比できるよう記録・整理し、使用材料対比表を提出すること。監督員立会による材料検収をおこなうこと。 なお、当初設計にない損傷についても起工測量時に確認するとともに監督員に報告し、必要に応じて増工するなどの対応が発注者において取れるようにすること。 竣工検査時には出来形確認を実施するため、その旨承知すること。 3 工事写真 通常の写真整理に加え、各工種の着工前と竣工後写真を提出すること。 施工前と施工後の状態がわかるように整理すること。
その他	○週休２日工事について 1 本工事は、建設現場の働き方改革を推進し、建設業の持続的な担い手確保に資することを目的とした<u>週休２日工事の対象工事であり、施工者希望型週休２日工事として発注する。</u> 2 週休２日工事の実施は、松本市週休２日工事実施要綱（令和６年２月５日告示第３０号）及び週休２日工事ガイドラインに従い行うこととする。 3 受注者が週休２日の実施を希望する場合は、工事着手前に、週休２日工事の実施に係る通知書（様式第１号）によりその旨を監督職員に通知したうえで、当該工事の対象期間内において、週休２日の実施に取り組むものとする。

--	--

--	--

--	--